

平成30年6月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

山交ハイヤー株式会社

1、輸送の安全に関する基本的な方針

「絶対無事故」

コンプライアンスの徹底

当社では、「輸送の安全確保」のため、安全管理規程を策定し、「輸送の安全に関する計画(Plan)」、「計画の実行(Do)」、「実行への評価(Check)」、「改善、改革(Act)」を確実に実施します。

当社は、旅客運送事業者として、旅客の安全輸送が最重要事項であること、また社会的責任を自覚し、全従業員が常に安心・安全の向上を図ります。

- (1) 社長及び役員は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に於いて輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報については、公表いたします。

2、事故に関する統計

平成29年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

第8号に該当する事故1件

※参考 道路運送法29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故(抜粋)

第8号

酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為)、又は麻薬等運転(同法117条の2第3号の罪に当たる行為)を伴うもの

3、輸送の安全に関する目標

道路交通法を遵守し、法令違反運転のゼロを目指すとともに、健康管理の重要性を認識させ過労運転の絶無を期します。

- (1) 自動車事故報告規則第2条に基づいて報告を必要とする事故件数を〔0件〕とします。

4、平成30年度、輸送の安全に関する重点施策及び計画

- (1) 教育、研修の具体的な計画を策定し、的確に実施します。
- (2) 社内に於いて必要な情報を伝達、共有し同類の事故を防ぎます。
ドライブレコーダーの有効活用に努めます。
- (3) 事故調査委員会を開催し事件事例を基に、原因・要因等を検討し、再発防止策の周知を徹底し、指導します。
- (4) 始業点呼、終業点呼の確実な実施、もし・・・、かも・・・運転の実践を図ります。
- (5) 社員全員がエコドライブを行う事により、地球環境にやさしく、資源を大切にし、事故の削減を目指します。
- (6) 全社員が飲酒運転撲滅に取り組みます。

5、平成30年度、輸送の安全に関する教育、研修

事故発生者の本社カウンセリング、適性診断受診,その他必要な教育、研修を行います。計画については【別紙 1】の通りです。

- (1) 毎月バス運転士に対して行う指導及び監督の指針に沿い教育指導訓練を行います。
- (2) 外部講師を招き事故防止訓練を行います。
- (3) 営業所にて、中型貸切バス担当者の実技走行訓練を行います。
- (4) サービス向上委員会を開催しサービス実践向上に努めます。

6、輸送の安全に関する内部点検

経営トップが各営業所、各部門の巡回監査を行い、事故削減・防止に向けた取り組み及び、職員・乗務員に対する安全意識の徹底を点検・指導します。

7、安全管理規定

安全管理規程については、【別紙 2】のとおり定めています。

8、輸送の安全に関する指揮命令系統

指揮命令体系については【別紙 3】のとおりです。

9、重大事故、災害等に関する報告連絡体制

事故・災害等に関する連絡体制は【別紙 4】のとおりです。

10、お客様からのご意見

当社では、お客様から愛され、親しまれる会社を目指します。またお客様からのご意見等に対し真摯に耳を傾け、更なるサービスの向上に努めます。

- (1) 電話等による苦情等に対しては、苦情処理簿に内容を記録し、原因究明する事

により、苦情の全般を把握し、利用者サービスの向上に努めます。

- (2) 当社ホームページのお問い合わせフォームからのご意見、ご要望もお受けしております。

1 1、安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者には取締役営業部長 植木 茂 を任命しています。

別紙 1

平成 30 年度 運輸安全マネジメントへの取り組み

安全方針	絶対無事故とコンプライアンスのたてなおし
輸送の安全に関する目標	自責重大事故件数ゼロ件
輸送の安全に関する計画	自責事故件数ゼロ件
安全投資	大型二種免許取得に係る費用の全額負担
1. 経営トップの責務	幹部会議、班長会議及び営業所巡回時に安全方針の周知徹底
2. 安全方針	絶対無事故とコンプライアンスのたてなおし
3. 安全重点施策	①研修・勉強会の充実 ②ドライブレコーダーの活用
4. 安全統括責任者の責務	営業所巡回の励行 点呼のマンネリ化防止
5. 要因の責任・権限	安全管理規程を全営業所に掲示して周知
6. 情報伝達、コミュニケーションの確保	職場巡回時に乗務員の声を聴取
7. 事故、ヒヤリハット情報の収集・活用	事故情報を 2 か月ごとにまとめ調査委員会を開催 ヒヤリハット情報は都度営業所に周知
8. 重大な事故等への対応	重大事故についての勉強会の実施、対応の確認
9. 関係法令等の遵守	運行管理者勉強会で周知、確保
10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育等	年間教育計画に沿って実施 効果測定はテストにより把握
11. 内部監査	内部監査実施月 1 月（予定）
12. マネジメントレビューと継続的改善	内部監査の指摘事項他随時改善

バス運転士に対して行う指導及び監督の指針

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>(1) 事業用自動車運転する心構え</p> <p>(2) 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本事項</p>	<p>(1 1) 安全運転向上を図るための装置を整える貸切バスの適切な運転方法</p>	<p>(1 2) ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転</p> <p>(1 3) ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット体験等の共有</p>	<p>(3) 事業用自動車の構造上に特性</p>	<p>(4) 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項</p> <p>(5) 旅客が降車するときの安全を確保するために留意すべき事項</p>	<p>(6) 主として運行路線・経路又は営業区域における道路及び交通の状況</p> <p>運行路線・経路における道路・交通情報の把握</p>

10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>(7) 危険の予測及び回避</p> <p>危険予測運転の必要性</p> <p>危険予測のポイント</p> <p>危険予知訓練</p>	<p>(8) 運転者の運転適性に応じた安全運転</p> <p>適性診断の必要性</p> <p>診断結果の指導</p> <p>診断結果の活用</p>	<p>(1 1) 安全運転向上を図るための装置を整える貸切バスの適切な運転方法</p>	<p>(9) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法</p> <p>過労運転・飲酒運転の防止</p> <p>(1 0) 健康管理の重要性</p>	<p>(1 2) ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転</p> <p>(1 3) ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット体験等の共有</p>	<p>理解度テストと個人指導</p>

安全管理規程

山交ハイヤー株式会社
平成19年11月1日制定

目 次

第一章	総 則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 一 章 総 則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法(以下「法」という。)第22条及び第22条の2規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第 二 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方法

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については公表する、

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する指導を強化し、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修を適確に実施すること。
- 2 グループ企業と連携、協力し、輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長、営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、

当該部署、営業所を統括し指導監督を行う。

- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部点検を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 四 章 輸送の安全を確保するための事業に実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修を実施する。

(輸送の安全に関する内部点検)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大な事故災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部点検を実施する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 経営トップは事故、災害等に関する報告又は前条の内部点検の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は、必要な事項において現在よりも更に高度の安全のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の

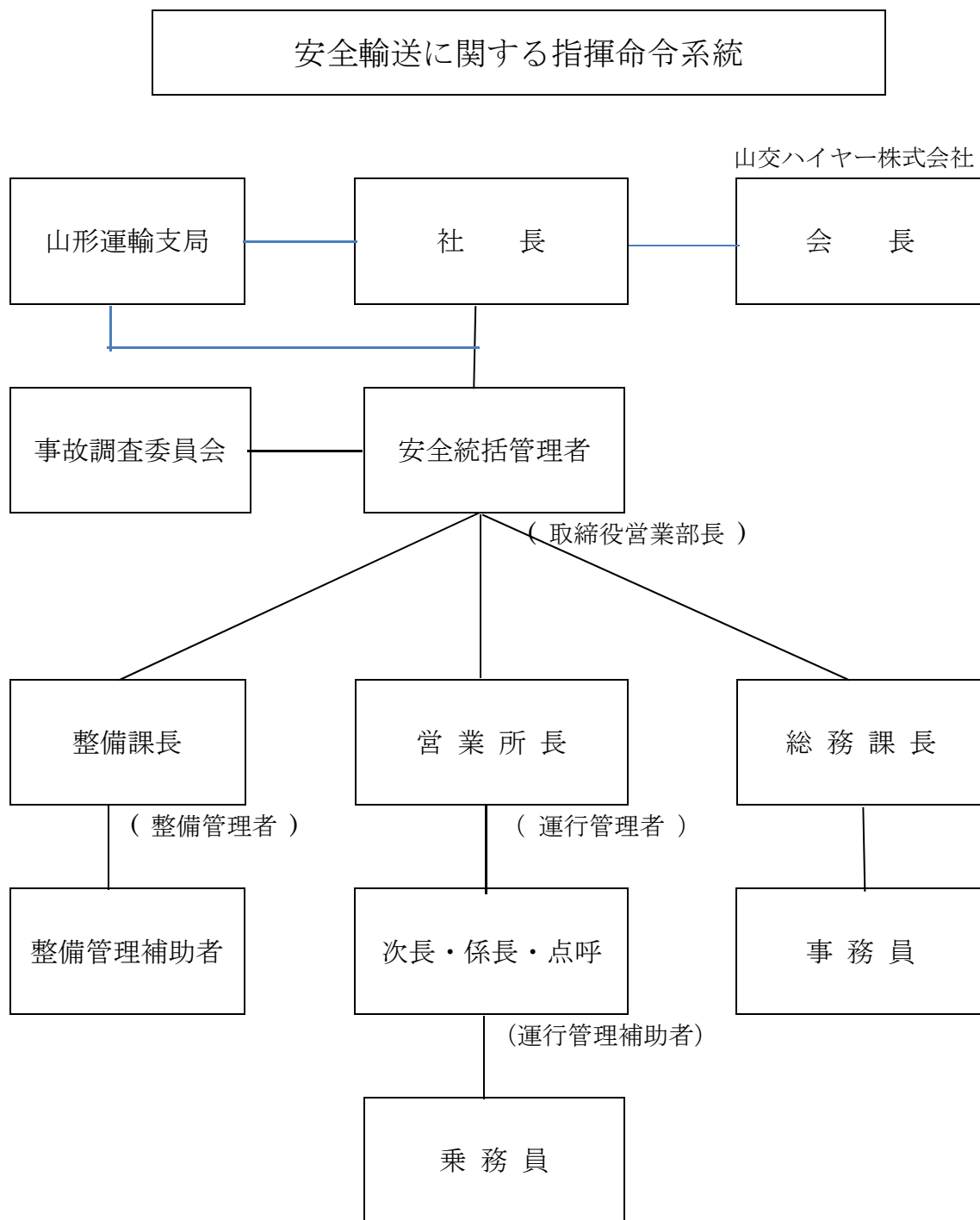
安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部点検結果及びそれを踏まえた・措置内容については、必要に応じ外部に公表する

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、必要に応じ外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の資料、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部点検の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置の記録は適切に保存する。



重大事故・災害発生時連絡体制

